報道資料

くらしの中に 総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications



総務省行政相談センター きくみみ沖縄

令和２年１月 23 日
沖縄行政評価事務所
（所長：城間　盛孝）

運転免許の自主返納に伴う運転経歴証明書の申請及び交付の窓口の拡大

―行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ沖縄県警察に参考連絡―

総務省沖縄行政評価事務所は、当事務所管内の行政相談委員（注1）から、運転免許の自主返納に伴う運転経歴証明書の申請及び交付の窓口の拡大を求める意見（注2）を受け、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議（注3）（座長：宮國英男弁護士）に諮りました。

当事務所では、同会議の意見等を踏まえ、令和２年１月 23 日、沖縄県警察に対して参考連絡しました（詳細は別添参照）。

当事務所の処理経緯

１　行政相談委員意見

離島に住んでいる知人は、運転経歴証明書の交付を申請したいが、高齢である上、足が悪く、遠方の運転免許センターや安全運転学校まで赴くことは負担。高齢者の自主返納を促進するためにも、最寄りの警察署でも運転経歴証明書の申請や交付ができるよう要望

２　当事務所の調査結果

(1)　運転経歴証明書の申請及び交付窓口の状況について、全国の都道府県のうち警察署での申請及び交付を行っていないのは、沖縄県を含む３県のみ

(2)　離島駐在所での運転経歴証明書の申請及び交付手続きは本県でも可能であるが、沖縄県警察本部のホームページでは、その明示なし

３　行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、沖縄県警察に対し、次の事項を参考連絡

①　運転に不安を有する高齢者が運転免許を返納しやすい環境の整備
②　他の都道府県と同様に沖縄県民が享受する行政サービスの向上
の観点から、
ⅰ）運転経歴証明書の申請及び交付の窓口の拡大
ⅱ）離島住民は最寄りの駐在所でも申請及び交付ができることの周知・広報

（注 1）行政相談委員

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国で約 5,000 名、うち県内には 73 名（令和元年 10 月 1 日現在）が各市町村に配置されています。行政相談委員は、無報酬のボランティアとして、住民の皆様から、国等の業務に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関に対する改善の申し入れなどを行っています。

（注 2）行政相談委員意見

行政相談委員は、行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）第 4 条の規定に基づき、相談活動を通じて得られた様々な行政運営上の改善についての意見を総務大臣に述べることができます。

（注 3）行政苦情救済推進会議

総務省沖縄行政評価事務所に寄せられた苦情や意見・要望のうち、民間有識者の意見を聴取することにより、国民の視点から、その的確かつ効率的な処理を推進する必要があると考えられる事案については、当事務所が設置する行政苦情救済推進会議に付議し、同会議の意見を踏まえて処理を行っています。

（行政苦情救済推進会議の構成員（令和元年 8 月 1 日現在。座長以外五十音順））

宮國　英男（座長）	弁護士（元沖縄弁護士会会長）
古波鮫勝美	沖縄行政相談委員協議会会長
仲宗根京子	NPO 法人消費者センター沖縄理事長
名城知二朗	（株）琉球新報社論説委員長
西山　千絵	琉球大学大学院法務研究科准教授
山 城　　勝	（一社）沖縄県経営者協会常務理事

【問合せ先】
総務省沖縄行政評価事務所
担当：主任行政相談官　田中
行政相談官　山内
電話：098-866-0145（代表）

別　添

1　行政相談委員意見の要旨

離島に住んでいる私の知人は、高齢を理由に運転免許を返納して3年が経つが、ふだんの生活にはバスやタクシーなど公共交通機関を利用している。

ところが、免許返納に伴う運転経歴証明書を提示すると、公共交通機関の割引等を受けることができると聞いた。

このため、私の知人は、運転経歴証明書の交付を申請したいが、高齢である上、足が悪く、遠方の運転免許センターや安全運転学校まで赴くことは負担である。高齢者の自主返納を促進するためにも、最寄りの警察署でも運転経歴証明書の申請や交付が行えるようにしてほしい。

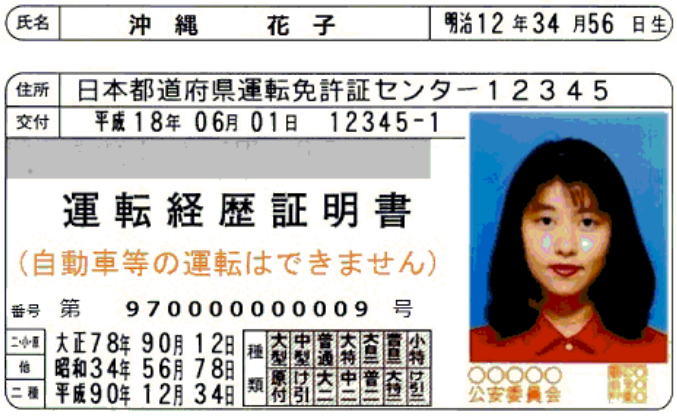
2　運転免許の自主返納に伴う運転経歴証明書の交付制度

運転免許の自主返納は、高齢運転者による事故の多発を受け、道路交通法（昭和35年法律第105号）の改正に伴い、平成10年4月に導入されたものであり、同法第104条の4第1項に基づき、運転に不安を感じるようになった高齢運転者等が、有効期限の残っている運転免許証を自主的に返納（免許の取消しの申請）することができる制度である。

また、平成14年6月には、運転免許返納後でも身分証明書として使える「運転経歴証明書」の制度が導入された。運転経歴証明書は、自主返納と同時又は免許返納後5年以内に申請すれば交付を受けることができ（同法第104条の4第5項）、公的な本人確認書類として生涯を通じて利用できるほか、運転経歴証明書を提示することにより、公共交通機関の乗車運賃割引など、地方公共団体や民間事業者による様々な優遇措置を受けることができる。

運転経歴証明書の様式例

（表）



（裏）



（出典）沖縄県警察本部ホームページ及び同提供資料による。

3　当事務所の調査結果

(1)　運転経歴証明書の申請及び交付の窓口の状況

沖縄県における運転経歴証明書の申請及び交付の窓口は、運転免許センター（豊見城市）と安全運転学校（中部分校（沖縄市）、北部分校（名護市）、宮古分校（宮古島市）及び八重山分校（石垣市））であるが、沖縄県以外の全都道府県警察本部のホームページをみたところ、44 都道府県警察において運転免許センターや安全運転学校に加えて、警察署でも運転経歴証明書の申請及び交付の受付を行っていることを明示しており、警察署での申請及び交付を行えることを明示していないのは、沖縄県警察本部のほか 2 警察本部であった。

(2)　離島駐在所でできる申請及び交付の手続きの周知状況

沖縄県と同様に有人離島が多い他の 3 都道府県の警察本部は、離島駐在所等でも申請及び交付ができることをホームページで明示しているが、沖縄県警察本部では離島駐在所で申請及び交付ができることがホームページで明示されていない。

4　行政苦情救済推進会議の主な意見

○　沖縄県の警察署における運転経歴証明書の申請及び交付について、他県と比較すると、多くの都道府県では申請及び交付が可能なのに、沖縄県ではできないというのは申請機会の公平性の観点から疑問がある。警察は全国一律の対応をすべきなので、特段の事情がなければ沖縄県警察は何らかの対応をすべきである。

○　運転に不安がある高齢者が警察署で運転免許を自主返納しても、同時に運転経歴証明書の申請ができないことから、運転経歴証明書を申請しようとするインセンティブが沸かず、別途、運転免許センターに行くとなると申請者にとっては二度手間であり、結果、機会損失となる。

○　沖縄県警察は、離島の住民に対し、駐在所でも運転経歴証明書を申請及び交付ができるということを周知すべき。例えば、沖縄県警察本部のホームページへの掲載を含め、離島駐在所の掲示板や市町村広報誌への掲載について協力を求めることなどが考えられる。

このことから、①運転に不安を有する高齢者が運転免許を返納しやすい環境の整備、及び②他の都道府県と同様に沖縄県民が享受する行政サービスの向上の観点から、運転経歴証明書の申請及び交付の窓口の拡大と、離島住民は最寄りの駐在所でも申請及び交付ができることの周知・広報を検討する必要がある。